

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2025年9月10日提出

【計算期間】 第3期中
（自 2024年12月11日 至 2025年6月10日）

【ファンド名】 auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）
auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）
auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）
auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）

【発行者名】 auアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森田 康裕

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 森山 隆

【連絡場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

【電話番号】 03-5657-7188

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）】

(1)【投資状況】

(2025年6月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	17,825,936	97.33
内 アメリカ	17,825,936	97.33
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	488,130	2.67
純資産総額	18,314,066	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2022年12月21日)	1,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2023年12月11日)	17,324,887	17,324,887	1.2050	1.2050
第2計算期間末日 (2024年12月10日)	31,297,129	31,297,129	1.5080	1.5080
2024年6月末日	26,158,350	-	1.4876	-
7月末日	25,590,655	-	1.4144	-
8月末日	25,555,559	-	1.3828	-
9月末日	26,762,936	-	1.3958	-
10月末日	29,296,305	-	1.4872	-
11月末日	29,949,067	-	1.4818	-
12月末日	16,245,390	-	1.5337	-
2025年1月末日	16,829,968	-	1.5282	-
2月末日	17,055,808	-	1.4607	-
3月末日	16,897,322	-	1.4239	-

4月末日	16,935,125	-	1.3687	-
5月末日	17,796,290	-	1.4433	-
6月末日	18,314,066	-	1.4997	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2024年12月11日～ 2025年6月10日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	20.5
第2計算期間	25.1
2024年12月11日～ 2025年6月10日	2.5

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）】

（１）【投資状況】

（2025年6月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	38,051,013	95.36
内 アメリカ	38,051,013	95.36
コール・ローン、その他の資産 （負債控除後）	1,849,756	4.64
純資産総額	39,900,769	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）(円)	1口当たりの 純資産額 （分配付）(円)
設定時 (2022年12月21日)	1,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2023年12月11日)	24,046,127	24,046,127	1.1732	1.1732
第2計算期間末日 (2024年12月10日)	46,339,887	46,339,887	1.4187	1.4187
2024年6月末日	37,555,658	-	1.4120	-
7月末日	38,625,337	-	1.3454	-
8月末日	39,394,889	-	1.3120	-
9月末日	41,552,545	-	1.3208	-
10月末日	44,098,727	-	1.4038	-
11月末日	44,100,282	-	1.3962	-
12月末日	32,501,198	-	1.4465	-
2025年1月末日	33,480,147	-	1.4361	-
2月末日	33,557,837	-	1.3804	-

3月末日	34,179,456	-	1.3538	-
4月末日	33,598,559	-	1.3041	-
5月末日	36,510,692	-	1.3585	-
6月末日	39,900,769	-	1.4028	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2024年12月11日 ~ 2025年6月10日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	17.3
第2計算期間	20.9
2024年12月11日 ~ 2025年6月10日	2.8

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）】

（１）【投資状況】

（2025年6月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	45,723,143	97.35
内 アメリカ	45,723,143	97.35
コール・ローン、その他の資産 （負債控除後）	1,243,879	2.65
純資産総額	46,967,022	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）(円)	1口当たりの 純資産額 （分配付）(円)
設定時 (2022年12月21日)	1,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2023年12月11日)	23,803,213	23,803,213	1.1431	1.1431
第2計算期間末日 (2024年12月10日)	50,921,892	50,921,892	1.3394	1.3394
2024年6月末日	39,283,478	-	1.3459	-
7月末日	39,296,248	-	1.2862	-
8月末日	40,291,466	-	1.2497	-
9月末日	41,985,648	-	1.2537	-
10月末日	47,654,469	-	1.3299	-
11月末日	48,139,402	-	1.3204	-
12月末日	37,771,603	-	1.3677	-
2025年1月末日	39,205,774	-	1.3532	-
2月末日	39,569,390	-	1.3090	-
3月末日	40,934,247	-	1.2903	-
4月末日	41,837,538	-	1.2421	-

5月末日	45,052,920	-	1.2779	-
6月末日	46,967,022	-	1.3109	-

【分配の推移】

		1口当たり分配金(円)
	第1計算期間	0.0000
	第2計算期間	0.0000
	2024年12月11日～ 2025年6月10日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	14.3
第2計算期間	17.2
2024年12月11日～ 2025年6月10日	3.5

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）】

（１）【投資状況】

（2025年6月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	27,486,758	97.30
内 アメリカ	27,486,758	97.30
コール・ローン、その他の資産 （負債控除後）	762,648	2.70
純資産総額	28,249,406	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）(円)	1口当たりの 純資産額 （分配付）(円)
設定時 (2022年12月21日)	1,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2023年12月11日)	17,140,769	17,140,769	1.1196	1.1196
第2計算期間末日 (2024年12月10日)	35,046,526	35,046,526	1.2626	1.2626
2024年6月末日	26,575,235	-	1.2827	-
7月末日	27,466,285	-	1.2289	-
8月末日	28,237,651	-	1.1889	-
9月末日	29,600,138	-	1.1888	-
10月末日	32,308,678	-	1.2579	-
11月末日	33,371,104	-	1.2471	-
12月末日	23,260,178	-	1.2913	-
2025年1月末日	24,023,691	-	1.2731	-
2月末日	24,462,632	-	1.2391	-
3月末日	25,521,952	-	1.2277	-

4月末日	25,433,839	-	1.1819	-
5月末日	26,825,163	-	1.2008	-
6月末日	28,249,406	-	1.2239	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2024年12月11日～ 2025年6月10日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	12.0
第2計算期間	12.8
2024年12月11日～ 2025年6月10日	4.1

2【設定及び解約の実績】

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	15,540,563	1,162,977	14,377,586
第2計算期間	9,690,956	3,314,876	20,753,666
2024年12月11日～ 2025年6月10日	4,547,116	12,548,589	12,752,193

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	23,168,505	2,671,789	20,496,716
第2計算期間	24,085,579	11,918,767	32,663,528
2024年12月11日～ 2025年6月10日	9,739,069	14,458,312	27,944,285

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	22,221,976	1,397,846	20,824,130
第2計算期間	24,484,589	7,290,601	38,018,118
2024年12月11日～ 2025年6月10日	12,541,745	14,075,793	36,484,070

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	16,804,157	1,494,522	15,309,635
第2計算期間	16,309,761	3,862,878	27,756,518
2024年12月11日～ 2025年6月10日	6,985,551	11,551,315	23,190,754

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

3 【ファンドの経理状況】

auAMかんたん投資専用ファンド(株式重視型)

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2024年12月11日から2025年6月10日まで)の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第2期計算期間 (2024年12月10日現在) 金 額 (円)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在) 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		394,504	217,191
コール・ローン		474,807	448,924
投資証券		30,566,939	18,154,610
流動資産合計		31,436,250	18,820,725
資産合計		31,436,250	18,820,725
負債の部			
流動負債			
未払解約金		40,694	6,364
未払受託者報酬		3,698	2,451
未払委託者報酬		93,483	62,365
その他未払費用		1,246	788
流動負債合計		139,121	71,968
負債合計		139,121	71,968
純資産の部			
元本等			
元本	1	20,753,666	12,752,193
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		10,543,463	5,996,564
（分配準備積立金）		6,075,007	2,540,762
元本等合計		31,297,129	18,748,757
純資産合計		31,297,129	18,748,757
負債純資産合計		31,436,250	18,820,725

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2期中間計算期間	第3期中間計算期間
		（自 2023年12月12日 至 2024年6月11日） 金 額（円）	（自 2024年12月11日 至 2025年6月10日） 金 額（円）
営業収益			
受取配当金		262,837	261,791
受取利息		5,538	5,750
有価証券売買等損益		1,969,438	158,009
為替差損益		1,543,284	320,565
営業収益合計		3,781,097	211,033
営業費用			
受託者報酬		2,815	2,451
委託者報酬		71,348	62,365
その他費用		24,647	46,638
営業費用合計		98,810	111,454
営業利益又は営業損失（ ）		3,682,287	322,487
経常利益又は経常損失（ ）		3,682,287	322,487
中間純利益又は中間純損失（ ）		3,682,287	322,487
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		169,664	34,931
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,947,301	10,543,463
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,546,031	2,104,619
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		1,546,031	2,104,619
剰余金減少額又は欠損金増加額		386,118	6,363,962
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		386,118	6,363,962
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		7,619,837	5,996,564

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1. 1 期首元本額	14,377,586円	20,753,666円
期中追加設定元本額	9,690,956円	4,547,116円
期中一部解約元本額	3,314,876円	12,548,589円
2. 2 期中一部解約元本額	20,753,666円	12,752,193円
受益権の総数		

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間 (自 2023年12月12日 至 2024年6月11日)	第3期中間計算期間 (自 2024年12月11日 至 2025年6月10日)
	該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(1口当たり情報)

	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5080円 (15,080円)	1.4702円 (14,702円)

auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）

1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第2期計算期間 (2024年12月10日現在) 金 額 (円)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在) 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		579,374	406,248
コール・ローン		649,109	797,024
投資証券		45,317,323	37,473,523
流動資産合計		46,545,806	38,676,795
資産合計		46,545,806	38,676,795
負債の部			
流動負債			
未払解約金		58,051	5,352
未払受託者報酬		5,563	4,782
未払委託者報酬		140,388	120,696
その他未払費用		1,917	1,656
流動負債合計		205,919	132,486
負債合計		205,919	132,486
純資産の部			
元本等			
元本	1	32,663,528	27,944,285
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		13,676,359	10,600,024
（分配準備積立金）		6,231,848	3,624,267
元本等合計		46,339,887	38,544,309
純資産合計		46,339,887	38,544,309
負債純資産合計		46,545,806	38,676,795

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2期中間計算期間	第3期中間計算期間
		（自 2023年12月12日 至 2024年6月11日） 金 額（円）	（自 2024年12月11日 至 2025年6月10日） 金 額（円）
営業収益			
受取配当金		467,335	521,816
受取利息		6,937	8,702
有価証券売買等損益		2,062,898	28,327
為替差損益		2,327,788	1,187,860
営業収益合計		4,864,958	629,015
営業費用			
支払利息		1	-
受託者報酬		4,184	4,782
委託者報酬		105,621	120,696
その他費用		60,239	64,608
営業費用合計		170,045	190,086
営業利益又は営業損失（ ）		4,694,913	819,101
経常利益又は経常損失（ ）		4,694,913	819,101
中間純利益又は中間純損失（ ）		4,694,913	819,101
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		558,855	110,433
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,549,411	13,676,359
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,187,344	3,672,865
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		3,187,344	3,672,865
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,146,285	6,040,532
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		1,146,285	6,040,532
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		9,726,528	10,600,024

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1. 1 期首元本額	20,496,716円	32,663,528円
期中追加設定元本額	24,085,579円	9,739,069円
期中一部解約元本額	11,918,767円	14,458,312円
2. 2 期中一部解約元本額	32,663,528円	27,944,285円
受益権の総数		

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間 (自 2023年12月12日 至 2024年6月11日)	第3期中間計算期間 (自 2024年12月11日 至 2025年6月10日)
	該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(1口当たり情報)

	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4187円 (14,187円)	1.3793円 (13,793円)

auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）

1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第2期計算期間 （2024年12月10日現在） 金 額（円）	第3期中間計算期間 （2025年6月10日現在） 金 額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		678,525	566,199
コール・ローン		703,705	974,748
投資証券		49,793,172	46,222,938
流動資産合計		51,175,402	47,763,885
資産合計		51,175,402	47,763,885
負債の部			
流動負債			
未払解約金		97,914	438,912
未払受託者報酬		5,863	5,701
未払委託者報酬		147,692	143,694
その他未払費用		2,041	1,984
流動負債合計		253,510	590,291
負債合計		253,510	590,291
純資産の部			
元本等			
元本	1	38,018,118	36,484,070
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		12,903,774	10,689,524
（分配準備積立金）		5,947,583	3,854,771
元本等合計		50,921,892	47,173,594
純資産合計		50,921,892	47,173,594
負債純資産合計		51,175,402	47,763,885

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2期中間計算期間	第3期中間計算期間
		(自 2023年12月12日 至 2024年6月11日) 金 額 (円)	(自 2024年12月11日 至 2025年6月10日) 金 額 (円)
営業収益			
受取配当金		550,690	693,200
受取利息		11,172	11,626
有価証券売買等損益		1,148,474	161,527
為替差損益		2,339,640	1,496,039
営業収益合計		4,049,976	952,740
営業費用			
受託者報酬		4,069	5,701
委託者報酬		103,040	143,694
その他費用		36,797	60,377
営業費用合計		143,906	209,772
営業利益又は営業損失()		3,906,070	1,162,512
経常利益又は経常損失()		3,906,070	1,162,512
中間純利益又は中間純損失()		3,906,070	1,162,512
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()		223,075	47,990
期首剰余金又は期首欠損金()		2,979,083	12,903,774
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,657,168	3,760,035
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		2,657,168	3,760,035
剰余金減少額又は欠損金増加額		496,321	4,763,783
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		496,321	4,763,783
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		8,822,925	10,689,524

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1. 1 期首元本額	20,824,130円	38,018,118円
期中追加設定元本額	24,484,589円	12,541,745円
期中一部解約元本額	7,290,601円	14,075,793円
2. 額	38,018,118円	36,484,070円
受益権の総数		

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間 (自 2023年12月12日 至 2024年6月11日)	第3期中間計算期間 (自 2024年12月11日 至 2025年6月10日)
	該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(1口当たり情報)

	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3394円 (13,394円)	1.2930円 (12,930円)

auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）

1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第2期計算期間 (2024年12月10日現在) 金 額 (円)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在) 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		474,450	359,854
コール・ローン		484,647	616,808
投資証券		34,194,615	27,186,425
流動資産合計		35,153,712	28,163,087
資産合計		35,153,712	28,163,087
負債の部			
流動負債			
未払解約金		100	-
未払受託者報酬		4,028	3,511
未払委託者報酬		101,677	88,873
その他未払費用		1,381	1,175
流動負債合計		107,186	93,559
負債合計		107,186	93,559
純資産の部			
元本等			
元本	1	27,756,518	23,190,754
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		7,290,008	4,878,774
（分配準備積立金）		3,468,656	2,062,760
元本等合計		35,046,526	28,069,528
純資産合計		35,046,526	28,069,528
負債純資産合計		35,153,712	28,163,087

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2期中間計算期間 (自 2023年12月12日 至 2024年6月11日) 金額(円)	第3期中間計算期間 (自 2024年12月11日 至 2025年6月10日) 金額(円)
営業収益			
受取配当金		448,941	494,128
受取利息		8,338	7,421
有価証券売買等損益		198,221	422,449
為替差損益		1,631,829	790,363
営業収益合計		2,287,329	711,263
営業費用			
受託者報酬		2,854	3,511
委託者報酬		72,315	88,873
その他費用		33,683	49,403
営業費用合計		108,852	141,787
営業利益又は営業損失()		2,178,477	853,050
経常利益又は経常損失()		2,178,477	853,050
中間純利益又は中間純損失()		2,178,477	853,050
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()		113,971	160,796
期首剰余金又は期首欠損金()		1,831,134	7,290,008
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,374,027	1,634,056
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		1,374,027	1,634,056
剰余金減少額又は欠損金増加額		245,408	3,031,444
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		245,408	3,031,444
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		5,024,259	4,878,774

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1. 1 期首元本額	15,309,635円	27,756,518円
期中追加設定元本額	16,309,761円	6,985,551円
期中一部解約元本額	3,862,878円	11,551,315円
2. 額	27,756,518円	23,190,754円
受益権の総数		

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間 (自 2023年12月12日 至 2024年6月11日)	第3期中間計算期間 (自 2024年12月11日 至 2025年6月10日)
	該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(1口当たり情報)

	第2期計算期間 (2024年12月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年6月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2626円 (12,626円)	1.2104円 (12,104円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2025年6月30日現在

資本金の額 10億円
 発行可能株式総数 800,000株
 発行済株式総数 80,000株

過去5年間における資本金の額の増減
 該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を行っています。また、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務、「金融商品取引法」に定める金融商品仲介業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2025年6月30日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	22	112,095
合計	22	112,095

（３）【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年9月28日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2019年6月17日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2019年7月1日付で、KDDIアセットマネジメント株式会社よりauアセットマネジメント株式会社へ商号を変更するため、定款を変更しました。

2019年9月24日付で、auフィナンシャルパートナー株式会社の設立のため、2億円の出資を行いました。

2020年3月31日付で、事業目的の追加及び削除を行うため、定款を変更しました。

2020年6月15日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2023年4月1日付で、auフィナンシャルグループ内での資本関係整理のため、auフィナンシャルパートナーズ株式会社の全株式4,000株をauフィナンシャルホールディングス株式会社へ譲渡しました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である a u アセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第8期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	498,441	81,639
貯蔵品	-	1,120
前払費用	16,375	18,968
未収入金	* 2 369,214	352,174
未収委託者報酬	93,419	90,209
立替金	122	-
未収還付法人税等	7	2,313
流動資産合計	977,581	546,427
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 0	0
工具器具備品	* 1 425	617
有形固定資産合計	425	617
無形固定資産		
ソフトウェア	23,712	30,184
ソフトウェア仮勘定	33,697	-
無形固定資産合計	57,410	30,184
投資その他の資産		
投資有価証券	1,364,619	1,186,322
敷金	37,622	37,622
長期差入保証金	54,300	54,300
投資その他の資産合計	1,456,541	1,278,244
固定資産合計	1,514,377	1,309,046
資産合計	2,491,958	1,855,473

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	357,193	325,838
未払費用	9,692	9,965
未払法人税等	7,668	8,196
預り金	2,198	3,445
賞与引当金	13,209	12,639
短期借入金	1,400,000	860,000
未払消費税等	3,856	33,266
前受収益	84,746	-
流動負債合計	1,878,566	1,253,352
固定負債		
繰延税金負債	3,233	-
資産除去債務	11,309	11,351
固定負債合計	14,543	11,351
負債合計	1,893,109	1,264,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,405,644	1,396,017
利益剰余金合計	1,405,644	1,396,017
株主資本計	594,355	603,982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,493	13,213
評価・換算差額等合計	4,493	13,213
純資産合計	598,848	590,769
負債・純資産合計	2,491,958	1,855,473

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	2023年4月1日 2024年3月31日	自 至	2024年4月1日 2025年3月31日
営業収益				
委託者報酬		320,532		433,299
金融商品仲介手数料		149		143
確定拠出年金事業収入		81,659		112,188
保険契約等代行業務収入	* 2	584,867		536,020
システム貸付収入		12,040		-
その他営業収入		41,878		129,945
営業収益計		1,041,128		1,211,597
営業費用				
支払手数料		191,552		242,358
広告宣伝費		4,244		6,177
調査費		46,267		74,036
委託調査費		2,675		2,675
委託計算費		47,826		55,397
営業雑経費		386,406		440,707
通信費		2,760		3,797
印刷費		8,836		11,867
協会費		1,849		1,740
業務委託費		232,923		280,744
情報機器関連費		72,605		77,040
その他営業雑経費		67,431		65,517
営業費用計		678,973		821,352
一般管理費				
給料		236,036		265,278
役員報酬		37,926		39,278
給料・手当		170,369		188,516
賞与		3,905		11,764
賞与引当金繰入額		23,835		25,719
法定福利費		25,900		33,146
退職給付費用		1,296		3,168
会議費		48		2
交際費		164		167
旅費交通費		4,741		5,319
租税公課		13,176		13,897
不動産賃借料		37,623		37,623
福利厚生費		331		350
保険料		60		64

固定資産減価償却費	* 1	3,120	7,379
資産除去債務利息		41	41
諸経費		19,579	18,165
一般管理費計		342,120	384,606
営業利益又は営業損失()		20,033	5,638
営業外収益			
受取利息	* 2	524	0
受取配当金		35	0
投資有価証券売却益		-	14,932
為替差益		-	508
雑収入		32	68
営業外収益計		591	15,510
営業外費用			
支払利息		1,857	3,821
投資有価証券売却損		8,456	6,749
為替差損		319	-
雑損失		49	-
営業外費用計		10,682	10,571
経常利益又は経常損失()		9,942	10,577
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		9,942	10,577
法人税、住民税及び事業税		331	950
当期純利益又は当期純損失()		9,611	9,627

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,415,256	1,415,256	584,743
当期変動額						
当期純利益				9,611	9,611	9,611
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計				9,611	9,611	9,611
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,405,644	1,405,644	594,355

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,116	1,116	583,626
当期変動額			
当期純利益			9,611
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,610	5,610	5,610
当期変動額合計	5,610	5,610	15,222
当期末残高	4,493	4,493	598,848

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,405,644	1,405,644	594,355
当期変動額						
当期純利益				9,627	9,627	9,627
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計				9,627	9,627	9,627
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,396,017	1,396,017	603,982

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,493	4,493	598,848
当期変動額			
当期純利益			9,627
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	17,707	17,707	17,707
当期変動額合計	17,707	17,707	8,079
当期末残高	13,213	13,213	590,769

（注記事項）**（重要な会計方針）**

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物附属設備 10～17年

工具器具備品 4～10年

（2）無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。

保険契約等代行業務収入は委託業務契約に基づき、保険契約代行業務（契約締結・履行及び維持・管理）及び付随するコンサルティング業務の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。保険契約代行業務の履行義務のうち、損害保険契約を締結、履行する義務については、契約を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、契約締結により収益を認識しております。なお、当該履行義務については、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、損害保険契約を締結、履行する義務以外の履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

金融商品仲介手数料は有価証券売買の媒介等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は媒介に伴い顧客を獲得した時点で充足されると判断し、月次で収益を認識しております。

確定拠出年金事業収入は委託業務契約に基づき、企業型確定拠出年金に係る運営管理業務、個人型確定拠出年金受付金融機関事務代行業務等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）**前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）**

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(損益計算書関係)

* 1 減価償却実施額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産	18	186
無形固定資産	3,102	7,192

* 2 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
保険契約等代行業務収入等（注）	2,075,262	1,957,128
受取利息	524	-

(注) 総額表記の為、純額表記の損益計算書金額とは一致していません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）1	1,364,619	1,364,619	-
資産計	1,364,619	1,364,619	-

(注)1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券	-	1,364,619	-
資産計	-	1,364,619	-

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	93,419	-
未収入金	369,214	-

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
短期借入金	1,400,000	-

当事業年度（2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）1	1,186,322	1,186,322	-
資産計	1,186,322	1,186,322	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券	-	1,186,322	-
資産計	-	1,186,322	-

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	90,209	-
未収入金	352,174	-

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
短期借入金	860,000	-

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券 (単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	50,127	60,687	10,559
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,306,764	1,303,931	2,832
合計	投資信託受益証券	1,356,892	1,364,619	7,727

3. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	995,779	-	8,456

4.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

1.子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

2.その他有価証券（単位：千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,199,535	1,186,322	13,213
合計	投資信託受益証券	1,199,535	1,186,322	13,213

3.売却したその他有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	965,579	14,932	6,749

4.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(1)委託者報酬	320,532	320,532
(2)金融商品仲介手数料	149	149
(3)確定拠出年金事業収入	81,659	81,659
(4)保険契約等代行業務収入	584,867	584,867
(5)その他営業収入	41,878	41,878
顧客との契約から生じる収益	1,029,088	1,029,088
外部顧客への営業収益	349,755	349,755

（注）システム貸付収入はリース会計基準を適用しているため、表中に含めておりません。

2.収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(1)委託者報酬	433,299	433,299
(2)金融商品仲介手数料	143	143
(3)確定拠出年金事業収入	112,188	112,188
(4)保険契約等代行業務収入	536,020	536,020
(5)その他営業収入	129,945	129,945
顧客との契約から生じる収益	1,211,597	1,211,597
外部顧客への営業収益	469,788	469,788

2.収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の欠損金 (注) 2	394,799	405,044
固定資産減損損失	22,535	12,658
賞与引当金	4,044	3,870
未払費用	2,760	2,873
未払事業税	2,057	2,218
一括償却資産	269	191
資産除去債務	1,072	3,475
退職金掛金	46	48
投資有価証券	867	4,045
繰延税金資産小計	428,452	434,427
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	394,799	405,044
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	33,653	29,382
評価性引当額小計 (注) 1	428,452	434,427
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
投資有価証券	3,233	-
繰延税金負債合計	3,233	-
繰延税金負債の純額	3,233	-

(注) 1 評価性引当額の主な変動理由

税務上の欠損金の増加 405,044千円

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 1	-	-	-	-	-	394,799	394,799
評価性引当額	-	-	-	-	-	394,799	394,799
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 1	-	6,751	-	139,706	158,901	99,685	405,044
評価性引当額	-	6,751	-	139,706	158,901	99,685	405,044
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
評価性引当額等	23.9%
住民税均等割額	9.5%
その他	13.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.3%

当事業年度（2025年3月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
評価性引当額等	56.4%
住民税均等割額	8.9%
その他	87.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が30.6%から31.5%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（確定拠出制度に基づく退職給付）

1. 確定拠出制度の概要

当社では、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
退職給付費用	1,296	3,168

3. その他の事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	320,532
確定拠出年金事業	29,223
合計	349,755

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	2,075,123	投資・金融サービス業

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	433,299
確定拠出年金事業	36,489
合計	469,788

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	1,951,923	投資・金融サービス業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報**前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)**

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報**前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)**

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報**前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)**

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (注)3	科目	期末残高 (注)3
親会社	KDDI 株式会社	東京都 千代田区	141,852	電気 通信 事業	被所有 間接 66.6%	サービス 提供・資 金貸付・ 出向契約 等	保険契約 代行業務等 (注)1	2,075,123	未収入金	361,862
							資金の貸付 (注)1 (注)2	315,170	短期貸付金	-
							営業費用 (注)1	118,025	前受収益	27,055
親会社	auフィナ ンシャル ホール ディング ス株式会 社	東京都 中央区	25,000	経営 管理 業等	被所有 直接 66.6%	出向契 約・役務 提供等	営業費用 (注)1	52,454	-	-
							関係会社 株式の売却	200,000		

(2) 子会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (注)3	科目	期末残高 (注)3
その 他の 関係 会社 の子 会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田 区	100,000	金融商 品取引 業等	-	出向契 約・事務 代行等	事務手数料収入他	27,029	-	-
							営業費用 (注)1	66,839	-	-
	株式会社 大和総研	東京都 江東区	3,898	システ ムコン サル等	-	出向契 約・シス テム開発 等	営業費用 (注)1	32,536	-	-

兄弟 会社	au損害保 険 株式会社	東京都 港区	3,150	損害 保険 業	-	保険契約 等	保証金の 差入(注)1	54,300	差入保証金	54,300
							保険料支払 (注)1	1,446,729	未払金	232,529
	auペイメ ント 株式会社	東京都 港区	495	資金 決済 業	-	資金借入 等	資金の借入 (注)1	1,000,000	短期借入金	1,400,000
							資金の返済 (注)1	500,000		
							利息の支払 (注)1	1,857		
							ソフトウェア開発	59,028	前受収益	57,690

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- 2 グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、グループ・ファイナンス取引であります。なお、資金の貸借を随時行っているため、事業年度中の取引金額を純額で記載しております。
- 3 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2.親会社に係る注記

- ・KDDI株式会社(東京証券取引所 プライム市場)
- ・auフィナンシャルホールディングス株式会社(非上場)

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注)2	科目	期末残高 (注)2
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,852	電気通信事業	被所有 間接 66.6%	サービス提供・出向契約等	保険契約 代行業務等 (注)1	1,951,923	未収入金	335,949
							営業費用 (注)1	107,485	-	-
親会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区	35,000	経営管理業等	被所有 直接 66.6%	出向契約・役務提供等	営業費用(注)1	88,907	-	-

(2) 子会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (注)2	科目	期末残高 (注)2
その他の 関係 会社 の子 会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田 区	100,000	金融商 品取引 業等	-	出向契 約・役務 提供等	事務手数料収入他	45,245	-	-
							営業費用 (注)1	69,740	-	-
	株式会社 大和総研	東京都 江東区	3,898	システ ムコン サル等	-	出向契 約・シス テム開発 等	営業費用 (注)1	36,309	-	-
兄弟 会社	au損害保 険 株式会社	東京都 港区	3,150	損害 保険 業	-	保険契約 等	保険料支払 (注)1	1,352,134	差入保証金	54,300
									未払金	215,324
	auペイメ ント 株式会社	東京都 港区	495	資金 決済 業	-	資金借入 等	資金の借入 (注)1	840,000	短期借入金	860,000
					資金の返済 (注)1	1,380,000				
					利息の支払 (注)1	3,821				

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- 2 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・ KDDI株式会社（東京証券取引所 プライム市場）
- ・ auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	7,485円61銭	7,384円62銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	120円15銭	120円35銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
当期純利益又は当期純損失() (千円)	9,611	9,627
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損 失()(千円)	9,611	9,627
普通株式の期中平均株式数(株)	80,000	80,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月29日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）の2024年12月11日から2025年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMかんたん投資専用ファンド（株式重視型）の2025年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月29日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）の2024年12月11日から2025年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMかんたん投資専用ファンド（株式シフト型）の2025年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月29日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）の2024年12月11日から2025年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMかんたん投資専用ファンド（債券シフト型）の2025年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月29日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 鶴田 光夫

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）の2024年12月11日から2025年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auAMかんたん投資専用ファンド（債券重視型）の2025年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月11日から2025年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。